

# 金融デジタルライゼーションに伴う ディストラクションと 金融当局にとっての課題

一橋大学大学院  
経営管理研究科客員教授  
グローバル金融規制研究フォーラム代表  
佐々木清隆



# 自己紹介

---

**1983年 大蔵省(現財務省)入省**

**1998年 金融監督庁(現金融庁)検査部総括補佐、検査企画官**

**OECD(パリ)、IMF(ワシントンD.C.)職員、金融庁検査局審議官、公認会計士・監査審査会事務局長、証券取引等監視委員会事務局長、総括審議官を経て**

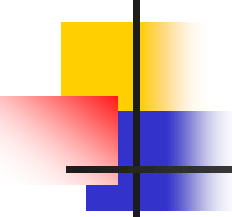
**2019年7月 金融庁総合政策局長退官**



# 本日のアジェンダ

---

1. **金融規制・監督の課題の変化**
2. **金融デジタルイゼーション: 3Ds**
3. **金融規制・監督上の課題**



---

# 1. 金融規制・監督の 課題の変化

# 金融監督庁発足後の 金融規制・監督の課題の変化

1. フェーズ1 (1998年～2008年): 日本の金融危機への対応 (商業銀行の不良債権問題)
2. フェーズ2 (2008年～2018年): グローバル金融危機後の対応 (投資銀行業務、デリバティブ等相互連関)
3. フェーズ3 (2018年～現在): デジタライゼーションへの対応 (従来の金融の枠外の課題)

# フェーズ1 (1998~2008年) : 日本の金融危機への対応

- 不動産融資を中心とした**商業銀行**の不良債権問題
- **日本国内**の問題
- 金融監督庁の大蔵省からの分離・設立 (98年6月)
  - 厳格な**ルールベース**での検査・監督: 検査マニュアルの策定、集中検査
  - 「**金融処分庁**」の時代

# フェーズ2(2008~2018年) グローバル金融危機後の対応

- **市場型危機**: CDO等証券化商品、**投資銀行**の問題
- **世界市場への波及**: デリバティブ等を通じた相互連関性
- **新たな規制・国際連携**の枠組み: FSB, G20, バーゼルIII, 監督カレッジ等
- **3 lines of defense**、**ガバナンス**の重視、**コンダクトリスク**等

# フェーズ3(2018年～現在)

## : デジタルライゼーションへの対応

- ITイノベーションの進展: ビックデータ分析、AI、ブロックチェーン等
- 新たな商品・サービス等の出現: 仮想通貨(暗号資産)等
- 新たなプレイヤーの金融サービスへの参入





---

## 2. 金融デジタルイゼーション

**: 3 *Ds***

# *Digitalization*のポイント:



## *3 Ds*

---

1. **Data**: データ自体の価値、データの利活用

2. **Decentralization** (非中央集権化、分散化)

**Diversification** (多様化)

3. **Disruption** (創造的破壊)



# ***Data***の価値の増大

- Data処理のイノベーション: Big data分析、クラウドコンピューティング、AI等

- データの意味の変化

(従来)氏名、住所、生年月日等「**守るべきもの**」

(現在)取引、嗜好、信用力等「**活用できるもの**」



# *Data*の利活用

- 金融機関内でのデータの活用：3 lines of defenseにまたがる活用
- 金融のデータと他のデータ(商流、物流等)との相互活用
- 社・グループ内外での活用
- 国内に加え、クロスボーダー

# *Decentralization* (分散化)

## *Diversification* (多様化) (1)

(従来の金融システム)

- **C**entralized (中央集権): 政府、中央銀行、取引所、決済機関等
- **C**losed: 伝統的な金融プレイヤー中心

# ***Decentralization*** (分散化) / ***Diversification*** (多様化) (2)

(金融デジタルイゼーション)

- **Decentralized** (分散化): ブロックチェーン等中央の管理者の不在
- **Diversified** (多様化): 非金融のプレイヤー等の参入、Open banking
- **Democratized** (民主化): 利用者・顧客本位、customer experience (CX)重視

# *Disruption* (創造的破壊) :

## 既存のプレイヤーにとって

- ビジネスモデル
- 金融機能のアンバンドリングと代替
- 「B to C → C to B」の加速
- 顧客本位、顧客とのタッチポイント、  
CXの更なる重要性 : BaaS  
(Banking as a Service)

# ***Disruption*** (創造的破壊) :

## 金融当局にとって

- 規制権限：特に非金融のプレーヤー
- 執行能力：人材、インフラ(SupTech)
- 海外金融当局との連携：デジタルイノベーション＝グローバル
- 国内他当局との連携：情報保護、公正競争当局含め





---

# **3. 金融規制・監督上の課題**

# 既存のプレイヤーの リスクの変化(1)

## 1. **Third-party risk management**

- クラウド等での外部依存
- **too dependent to manage: vendor lock-in**
- 金融機関がベンダー等に劣後
- 当局介入の必要性

## 2. **サイバーリスクの高まり**

- **IOTの進展等**
- **データの価値の高まりに伴う攻撃リスク**

# 既存のプレイヤーの リスクの変化(2)

3. システミック・リスク
  - 健全性チャネル(信用リスク、流動性リスク等)に加え、
  - Operationalチャネルでのリスクの波及
4. **Operational resilience** (業務強靱性)
  - 従来のoperationalリスク管理に加え
  - 重要業務継続のための包括的管理
5. 上記全体にかかる**ITガバナンス**

# 非金融の 新たなプレイヤーへの対応(1)

- **ビジネス・モデルの変化・多様性**  
(従来) ネットバンキング、コンビニATM等  
→ (現在) グループ内での データの利活用  
(例)

## Paymentの位置づけの変化

- 金融業務の根幹 (finality) か？
- データ収集の手段か？

# 非金融の

# 新たなプレイヤーへの対応(2)

- 当局の規制権限の課題：機能別・横断法制の検討
- 規制対象業務
- 規制対象当事者：銀行子会社等 vs グループ・親会社
- 規制内容：特にAML/CFT, IT・サイバーリスク、情報管理

# Dataの利活用に伴う

## 新たな課題

- 個人情報保護: 人権、プライバシー、dataのコントロール権
- 公正競争: 市場独占、優越的地位の乱用等
- 国家安全保障等
- 規制の在り方: 分野横断的(個人情報保護法、独禁法等) vs. 業規制(銀行法等)
- 他当局との連携の重要性

# 銀行業・BaaS以外の 金融分野の課題：証券市場

- BaaS (Banking as a Service):個人・リテール起点での利用者にとってのメリット
- 証券市場
  - 機関投資家によるHFT,アルゴリズム取引等の加速
  - 個人投資家との格差が拡大？
- 暗号資産・STO:規制強化後の対応

# 金融監督当局にとっての インフラ強化

- 人材: 金融デジタルイゼーション、そのリスク(法務、会計、サイバー、IT、AML/CFT、国際連携等)の精通者
- ITインフラ: **SupTech (Supervisory Technology)**。民間のFinTech, RegTech (IT for Regulatory Compliance)と一体になった開発・**エコシステム**の必要性





---

ありがとうございました  
[kiyotaka.sasaki@hub.hit-u.ac.jp](mailto:kiyotaka.sasaki@hub.hit-u.ac.jp)